

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成29年6月1日(木)
開会 午前10時00分
閉会 午前10時40分
場所 みよし市役所 政策審議会室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銑造

(書記)

総務課長(書記)	野々山 清	総務課主任主査(書記)	塚崎 仁
総務課主幹	坂口 慶臣	総務課主事(書記)	福上 慎吾
総務課副主幹(書記)	岡田 珠見	総務課主事(書記)	丹羽 岬

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

(1) 選挙人名簿定時登録(平成29年6月)について

- ア 定時登録資格要件
- イ 選挙人名簿登録数(6月定時登録)
- ウ 在外選挙人名簿登録者数
- エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
- オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

(2) みよし市長選挙の日程について

3 その他

議題

名前	内容
野々山書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>委員長はじめ委員の皆様方、お忙しい中お時間を作っていただきまして、ありがとうございました。本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>伊豆原委員長のごあいさつをいただく前に、誠に恐縮でございますが、事務局の職員が異動で変わっておりますので、自己紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">＜事務局 自己紹介＞</p>
野々山書記	<p>以上でございます。それでは、伊豆原委員長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>改めまして、おはようございます。委員の皆様方、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。それから事務局の皆様方は先ほどご紹介がありましたように、新しいメンバー、顔ぶれで委員会をスタートすることとなります。それぞれ色々な職場で色々な経験を積まれ、知識も豊富であると思っております。それらを活かして、選挙事務でもご活躍いただければと思います。</p> <p>それでは今日の議題ですが、みよし市長選挙に関する議題も入ってきております。準備の段階からしっかりと細心の注意を払って事務を進めて参りたいと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
野々山書記	<p>ありがとうございました。それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思っております。</p> <p>議題（1）選挙人名簿定時登録（平成29年6月）について、書記から説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>はい。それでは選挙人名簿定時登録（平成29年6月）について、説明をさせていただきます。</p> <p>資料は1ページをご覧ください。こちらは、定時登録の資格要件を書かせていただいている資料になります。まず登録の基準日ですが、本日6月1日の木曜日になります。登録日も併せて本日6月1日の木曜日となります。こ</p>

の点につきましては、先回も若干触れさせていただいたのですが、公職選挙法の改正がございまして、その施行が本日ということで昨日官報に掲載されておりましたので、ご承知おきいただきたいと思っております。次が登録要件となります。まず1点目が、国政選挙の選挙権がある方ということで、日本国民であること、年齢満18年以上であること、すなわち、平成11年6月2日以前の出生者となります。2点目の住所要件としましては、平成29年3月1日以前の転入者で、引き続き本市の住民であること、いわゆる3箇月要件となります。また、平成29年1月31日以前の転出者は抹消することとなります。こちらはいわゆる4箇月要件です。平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間の転出者で、3箇月以上住民基本台帳に記録されていた方も、登録されることとなります。また、帰化をした方は、帰化の届出をした日以降、引き続き本市の住民であることが要件となります。抹消する方につきましては、先ほどの4箇月要件の方になりますが、平成29年1月31日以前の転出者、または前回の登録時において登録のあった方で、平成29年6月1日までにお亡くなりになった方、または欠格事項に該当した方、これらの方は抹消されることとなります。平成29年2月1日以降の転出者につきましては、選挙人名簿に「転出者」として表示されることとなります。

続きまして、2ページをご覧ください。今回6月の定時登録の、登録者数を載せさせていただいております。今回の登録者数は、男24,327人、女22,841人、合計47,168人となります。前回3月の定時登録との比較であります。新たに登録された方が894人、抹消された方が582人、差引き312人の増加となります。3ページの方に各投票区別の内訳を載せさせていただいておりますが、もう1ページ進んでいただきまして4ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが投票区ごとの増減が記載されている資料になります。最も増減の多い投票区が三好丘投票区で123人の増加、最も少ないところが西部投票区で6人の増加となっております。5ページに移りまして、こちらが在外選挙人名簿の登録者数になります。6月1日現在の在外選挙人名簿の登録者数は、男61人、女23人、合計84人となっております。前回3月との比較ですが、新たに登録された方はいらっしゃいませんでした。抹消された方は男7人、女3人、合計10人いらっしゃいまして、比較増減マイナス10人という内容となっております。6ページの表が、在外公館ごとの登録者の内訳となっております。今回10人抹消されましたが、アジアと北米でそれぞれ5人ずつ抹消されております。

7ページをご覧ください。こちらの7ページと8ページが、地方自治法に基づく選挙権を有する者の数の告示となります。まず7ページの方が、地方自治法に基づく条例の制定又は改廃の請求、監査の請求に必要な有権者数である、50分の1の数の告示になります。今回の登録者が47,168人ですので、これを50で割ると、943.36となります。すなわち、50分の1の数は944となります。8ページをご覧ください。こちらは、主要公務

	<p>員の解職請求に必要な3分の1の数の告示になります。今回登録者数47,168人を3で割りますと、15,722.666…となりますので、すなわち、3分の1の数は15,723となります。これらの告示につきましては、本日の会議終了後に市役所正面の掲示板で告示をさせていただきたいと思っております。</p> <p>定時登録の説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>ありがとうございました。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ありましたらよろしくお願いいたします。</p>
三浦職務代理者	<p>公職選挙法の改正というのは、具体的にどのようなものですか。</p>
塚崎書記	<p>はい。概要を申し上げますと、まず1点目が登録日に関するものです。以前は、6月を例に申し上げますと、6月1日が登録の基準日で6月2日が登録日というような日程であったかと思っております。それが、6月1日が登録の基準日で登録日も同じく6月1日、というような改正になります。</p> <p>それともう1点、従来選挙人名簿には縦覧制度と閲覧制度という2つの制度がございました。それが今回の改正で縦覧制度が廃止されまして、閲覧制度に一本化されたという内容になります。6月1日の改正内容で大きなところはこの2点です。</p>
三浦職務代理者	<p>前回も少し出ていましたね。縦覧から閲覧になると。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。前回も若干触れさせていただきました。その時点ではまだ施行日が分らなかったのですが、6月1日ということで昨日官報に施行日を決める政令が載せられましたので、本日から施行ということになります。</p>
三浦職務代理者	<p>もう1点よろしいでしょうか。今日の新聞に選挙人名簿の登録者数が掲載されるのですか。以前は2日に会議をして、3日の新聞に載っていたような気がするのですが。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。以前は2日の選挙管理委員会の会議終了後に愛知県の選挙管理委員会の方に報告をして、3日の日の新聞に掲載されておりました。今回は登録日が1日になりましたが、新聞への掲載は県がいつ報道発表をするかにもよるかと思っておりますので、はっきりとは申し上げられないのですが、おそらく以前と同じく3日になるかと思っております。</p>
内田委員	<p>6月1日が基準日ということですが、基のデータは基本台帳か何かですよ</p>

	<p>ね。例えば今日手続きをする人は、どのようになるのですか。6月1日が基準日と言っても、朝10時と夕方5時では丸一日データが違いますよね。どの時点のデータでもって選挙人名簿を作成するのか、各市町村によってばらばらで集約するわけではないですよね。時間は決まっているのですか。</p>
塚崎書記	<p>6月1日になった時点ですね。</p>
内田委員	<p>6月1日になった時点というと、夜中の12時ですか。そのような時には市役所もデータを更新していないでしょうから、実質的には前日の夕方時点ということでしょうね。そうすると、今日届出をした人はどうになってしまうのですか。登録されるのか、されないのか。登録の方は3箇月の要件等がありますので今日届出をしても関係がないでしょうが、抹消される方はどうなるのですか。例えば今日亡くなられた方は抹消されないのですか。時間の制約は受けないのですか。</p>
塚崎書記	<p>6月1日の基準日になった時点で本市の選挙人名簿に登録されている方であれば、そのまま登録されることとなります。</p>
坂口書記	<p>5月31日の午後11時59分までの動きを踏まえて、6月1日の午前0時の時点の数字が、どこの市町村も横並びで出てくることとなります。</p>
内田委員	<p>ということは、基準日は6月1日ですが、データ上は5月31日のデータでもって作成ということですよ。</p>
三浦職務代理者	<p>仕方ないですよ。1日の分まではなかなか把握できないですよ。</p>
坂口書記	<p>おっしゃるとおり、当日の動きというのが非常に想定される部分もありますので、この基準というのは明確に定めております。</p>
内田委員	<p>もう1つ、抹消者のところに「欠格事項に該当した者」とありますよね。これは具体的にはどのような方ですか。</p>
塚崎書記	<p>こちらは公職選挙法の第11条に規定されております。要するに犯罪の関係ですね。</p>
坂口書記	<p>禁錮以上の刑に処せられた方、その執行が終わるまでの方、公職にある間に犯した罪によって罰せられた方などが該当します。</p>
内田委員	<p>そういった方のデータは、法務省かどこから来るのですか。例えば禁固</p>

	<p>刑を満了した、終えた時点で法務省から連絡が来るのですか。</p>
塚崎書記	<p>法務省ではなく、その方の本籍地がある市町村から通知があります。</p>
内田委員	<p>本籍地の市町村ですか。それは厳密に一日単位で通知が来るのですか。</p>
塚崎書記	<p>郵送で来ますので、もちろん通知が届くまでのタイムラグはあるのですが、事由が発生した時点から遅滞なくその方の住所地の選挙管理委員会に通知することとされておりますので、我々も遅滞なく情報が得られるという仕組みになっております。</p>
内田委員	<p>我々は数値を管理するに過ぎませんが、本人にしてみれば100か0か、選挙権が有るか無いかなので、とても重大なことですよ。ですので、その辺りはちゃんとやられているのですかという質問です。いかがでしょうか。きちんとやっていただいておりますか。</p>
塚崎書記	<p>はい。</p>
内田委員	<p>我々は数字を見ているだけです。極論ですが1人減っても増えてもどうということはありませんが、本人たちにとっては重大なことですよ。</p>
塚崎書記	<p>登録されるべき方が登録され、登録されるべきでない方は登録しないというのが選挙人名簿の登録事務の根幹になりますので、内田委員のおっしゃられるとおり、事務的にはやらせていただいておりますけれども、名簿の管理等も含めて間違いの無いようにやらせていただいておりますので、よろしくをお願いします。</p>
三浦職務代理者	<p>ちょっとお聞きしたいのですが、前回、三好投票区の投票区名称と西部投票区の投票場所について、今後検討するという議題が出ていたかと思えます。それについて、検討をどのような形で進めて結論をいつ頃出すのか、もしお考えがあればお聞きしたいのですが。</p>
野々山書記	<p>三好投票区の名称の件については、前任者からの引き継ぎも受けております。三吉小学校が西部投票区の投票所なのですが、三好投票区の三好と読み方が同じ「みよし」ですので、誤解があったと言いますか、間違えられる方がいらっしまったという情報をいただいております。ただ、この投票区での投票は前回の参議院選挙のみですので、ご意見としてはいただいているのですが、具体的にどのくらいの方が間違えられたのか、またどのように間違えられたのかといった情報があまり無い状況です。今回の市長選等を通じて、</p>

	<p>その辺りを一度検証させていただきまして、どうしても早急に変えなければという状況でしたら、その後の選挙に向けて一定の結論を出さなければならぬかと思えます。</p> <p>また、天王投票区につきましては、新屋児童館で参議院選挙をやらせていただいて、場所的な検討の中で問題も出てきていると伺っております。1つの選挙であればキャパシティー的にも何とかできましたが、衆参同日選挙等も今後想定されます。そのような場合にも対応できるよう新屋児童館に代わる投票場所を決めていくという中で、検討するというだけでは具体的な話は無いものですから、問題点の洗い出しや決定までの工程等、計画書のようなものを一度事務局で作らせていただいて、それから委員の皆様にお示しさせていただきたいと思えます。</p>
三浦職務代理者	<p>投票区の名称はある程度コミュニティのものになっているかと思えますが、例えば「三好投票区」を「三好中部投票区」にしたり、「西部投票区」を「西部三吉投票区」にするだけで、間違えることはあまり無いように個人的には思いますが。</p>
野々山書記	<p>規則の面で手続き的なこともあるのですが、コミュニティ単位でということコミュニティの名称をそのまま投票区名に引き継いだという経緯もございます。その中である投票区だけ別の名称というのもどうかというのもありますので、また後々ご意見等いただければと思えます。</p>
三浦職務代理者	<p>名称を変更するには、承認を得て色々な手続きをしないと、なかなか変え難いですよね。</p>
野々山書記	<p>そうですね。</p>
三浦職務代理者	<p>天王投票区の投票所が新屋児童館ですが、天王小学校がありますよね。どうしてそこにしなかったのですか。</p>
原田委員	<p>山の上なので、立地が良くないのではないのでしょうか。</p>
野々山書記	<p>確かに坂の上ですので子どもやお年寄りの方がというのはあるのですが、お車でお越しの方が多くいらっしゃる中で、道が狭く、校門付近の見通しも悪いので危ないというのが大きな理由になります。駐車場から体育館までの段差もありますので、投票場所の検討の中で、天王投票区のみ小学校ではなく新屋児童館にさせていただきました。</p>
伊豆原委員長	<p>他にご質問等ございませんか。よろしかったでしょうか。それでは、ただ</p>

	<p>いまから採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（１）選挙人名簿定時登録（平成２９年６月）についてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（１）選挙人名簿定時登録（平成２９年６月）については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（２）みよし市長選挙の日程について、書記から説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>はい、議題（２）みよし市長選挙の日程について説明をさせていただきます。資料は９ページになります。</p> <p>前回３月の選挙管理委員会でも案をお示しさせていただいたのですが、本年の１２月７日の市長の任期満了に伴いまして、みよし市長選挙の日程を、本日の会議でお決めいただきたく、資料を載せさせていただいております。任期満了前３０日以内に選挙をするというのが公職選挙法の規定となっておりますので、選挙は１１月中に行われるということで、過去の選挙も資料の下の方に載せさせていただいておりますが、１１月中のご覧のとおりでやってきております。案としましては、第１案と第２案ということで、事務局の方からお示しさせていただいております。</p> <p>第１案につきましては、１１月１９日、第三週の日曜日ですが、この日を選挙期日としまして、その１箇月前の１０月１９日に立候補予定者説明会を開催します。その後事前審査を行い、１１月１２日に告示というような日程となっております。</p> <p>第２案につきましては、第１案より一週間遅い日程となっており、１１月２６日の日曜日が選挙期日です。立候補予定者説明会が１０月２６日、事前審査が１１月１５日、告示日が１１月１９日というような日程となっております。</p> <p>余談でございますが、中ほどの内容の欄で、ゴシック体で記載させていただいているところがございますが、こちらが市長選挙の一連の日程の中で、各委員様にご出席をお願いしたい部分でございますので、併せてご承知いただければと思います。また、本日の会議で日程をお決めいただいた後は、各報道機関や関係するところに、日程を報道提供なり情報提供して周知していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明については以上となります。</p>
伊豆原委員長	<p>ありがとうございます。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ありましたらよろしく願いいたします。</p>

内田委員	<p>前回も少しお聞きしたかもしれませんが、例えば国政選挙がこの頃にあるとした時に、こういった場合は同日選挙にした方が良いのか、それとも分けた方が良いのか、投票率を上げるためにはどちらが良いのでしょうか。</p>
塚崎書記	<p>調べてみたのですが、公職選挙法上、市の選挙管理委員会が行う市長選挙と国政選挙を同日にできるという規定がありません。</p>
内田委員	<p>してはいけないということですか。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。同日にできるという規定が無いです。例えばこの日に選挙をやりますと市の選挙管理委員会が告示をして、片や国が国政選挙をそれと近い日にちで公示してしまうと、そこに一週間なりのずれが生じていても、国政選挙に市長選挙を合せることができるという規定が無いものですから。</p>
内田委員	<p>国は市の選挙のことなど考えないでしょうから。国の選挙と市町村の地方選挙が近くなった場合に、市としては一緒にやった方が良いのか、ばらばらにやった方が良いのか、どちらかという質問です。市としては投票率を上げたいですね。投票者側から見ると、一週間違いだとすると一週間置いてまた選挙に行かなければならないわけですから、面倒かと思います。そういう心理が働きそうですよね。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。そういった影響はあるかと思います。</p>
岡田書記	<p>2回行くよりは1回で済んだ方が良いかもしれないですね。</p>
内田委員	<p>投票者としては、なぜ一週間置きにやるのか、市は何をやっているのかと、そういった心理が働きそうですよね。</p>
岡田書記	<p>そうですね。</p>
内田委員	<p>何が申し上げたかったかと言いますと、なぜ6月1日の今時点で決めなければならないのかということです。国政選挙というのは必要になったらもうそろそろやりそうだというのが分かりますよね。そうすると、9月1日に決めれば良いのではないかと思うのですが。</p>
塚崎書記	<p>法的にはそれでも問題無いと思います。ただ、選挙に立候補を考えてみえる方がいらっしゃるとすると、立候補をするまでにも色々な準備があろうかと思います。人によっては後援会を作ったり、選挙活動にも資金が必要かと</p>

	<p>思いますので、その準備など、色々な準備があろうかと思えます。12月7日に任期が満了して、それに伴い市長選挙をやるということはもう今時点で目に見えてきているものですので、期日を決めて早めに従事するというのは、実際に選挙に出られたり、関係する方にとっては良いかなという考えは1つあります。</p>
岡田書記	<p>あとは、会場などの問題もあるかと思えます。</p>
内田委員	<p>現職の方が任期満了まで務められる場合もありますが、突然病気になられたりすることも有り得ることですよね。ですので、前もってずっと前から期日を決めるということは、何も無い時は今おっしゃられたとおりの良いかなとは思いますが、選挙というものは正直いつ発生するか分からないではないですか。今回のように任期満了が予想される中では、早々と、極論を言うと1年前に決めても良いわけですよね。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。</p>
内田委員	<p>極端ですが、長ければ長い程関係する方は準備が楽ですよ。ですので、こういった決め方が最適ですか。日程を決める時に、何をポイントとして決めれば良いのですか。単に準備期間が長ければ長い程良いという感覚で決めれば良いのか、それとも日程を決める時の何かポイントのようなものは無いのですか。</p>
岡田書記	<p>過去の日程から、今までがこれくらいだったというところで案を出させていただいているのですが。</p>
内田委員	<p>私はこれが悪いと言っているのではなくて、ただ単純にどのように決めるのが一番良いのかなという疑問を言っているだけです。</p>
坂口書記	<p>今説明で申し上げましたとおり、選挙に関わる者、特に立候補される方または後援組織がある場合はその方々ですが、そういった方は当然事前準備ということでおおむね半年程度とっております。これは過去の事例から見ても大体そのくらいの期間とっているということから申し上げますれば、それと同等程度の期間を設けるということは1つのポイントとしてあろうかと思えます。</p> <p>そして2点目といたしましては、先程副主幹が申し上げましたとおり、やはり選挙ということで市内全域に関わる問題でございます。会場の準備、また当日の体制、こういった準備も事務局のサイドからすると視野に入れながら事務を進めていく必要がございますので、そういった事務的な観点という</p>

	<p>のも必要になってこようかと思ひます。</p> <p>あとは、市全体のスケジュールとして見ていただくと、定例会があつたりとそういった関係もござひます。これは議会という意味ではなくて市の公式の行事でもござひますので、そういった行事の兼ね合ひを事前に調整するという日程的な観点も必要かと考へておひます。</p> <p>以上の3点につきましては、日程を考へていく上で必要になってこようかと思ひます。</p>
内田委員	<p>今おっしゃつたことを否定するわけではないのですが、今おっしゃられたことはどちらかと言つて事務局の立場としておっしゃつておひるばかりであつて、有権者の立場からいくとどうかなということはおひます。</p> <p>最初に申し上げたように、国は市のことなど考へずに勝手に日程を決めますので、例えば国政選挙と市長選挙が一週間ずれたというような状況になつた場合に、2回行くのは面倒だということで、投票率が下がるという懸念は無いのですか。いかがでしょうか。もちろん、選挙が無投票であれば構わないですが。</p>
塚崎書記	<p>今おっしゃられたような可能性が無いわけではないです。ただ、国の方に合わせますということが可能であれば良いのですが、そういったことができなかった場合は、当然一週間なり二週間空けて投票ということも現実的には有り得る話です。</p>
内田委員	<p>ですので、今日程を決めてしまうということは、そういったことも覚悟して決めなければならないということですよ。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。そういうことです。</p>
内田委員	<p>分かりました。</p>
伊豆原委員長	<p>他に何か、よろしかったでしょうか。それでは他に質問等ござひませんので、議題（2）みよし市長選挙の日程について、ただ今より採決を採りたいと思ひます。第1案、第2案とござひます。</p> <p>みよし市長選挙の日程について、第1案とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
内田委員	<p style="text-align: center;">＜伊豆原委員長、三浦職務代理者、原田委員 挙手＞</p> <p>私は第1案でも第2案でもどちらでも構いません。皆さんに一任します。</p>

伊豆原委員長	<p>それでは3人の挙手がありましたので、多数決ということで、みよし市長選挙の日程につきましては、第1案、11月19日が投票期日ということで決定させていただきます。</p>
三浦職務代理者	<p>前回提示していただいた案と同じですよ。</p>
塚崎書記	<p>そうですね、同じです。</p>
三浦職務代理者	<p>はい、分かりました。</p>
伊豆原委員長	<p>はい、それでは議題の方は以上ですが、その他ということで何かございましたらお願いします。</p>
塚崎書記	<p>次回の9月1日の定例会ですが、この日がみよし市議会の開会日と重なっております。1日に開催はさせていただくのですが、時間の方は午後を予定しております。また詳しい時間が決まり次第ご案内させていただくのですが、午後の少し遅い時間で開催させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
内田委員	<p>これは必ずしも1日に開催しないとまずいのですか。先程の話でデータ上の話でしたら2日でも良い気がするのですが。県に報告しないといけないのでやはり1日ですか。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。1日に開催です。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは次回の選挙管理委員会は9月1日の午後、時間はまた事務局の方で調整していただいて、連絡をいただくということで、よろしく願いします。</p> <p>それでは、これを持ちまして本日の選挙管理委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。</p>